

名古屋市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 市、市民、事業者及び関係機関は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の防止に最大限の配慮をしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保及び育成を図るため、必要な施策を策定し、及び実施し

なければならない。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の心情を尊重し、地域社会で孤立させないように努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、関係機関との連絡調整を図るとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置するとともに、当該窓口に専ら支援を行う者を置くものとする。

（経済的負担の軽減等）

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、犯罪等の被害を受けたことにより日常生活を営むことが困難な犯罪被害者等に対して、家事等を行う者の派遣等必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(精神的な被害からの回復に向けた支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。